

平成20年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

平成20年9月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成20年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第45号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第46号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第47号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第48号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 日程第4 認定第4号 平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第45号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第46号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第47号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第48号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 山本 隆俊君
3番 池田 堯君	5番 後藤 隆夫君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 黒木 正建君	18番 水町 茂君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君
議事調査係長 山下 美穂君

事務局補佐 田中 義基君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興杢 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君
総務課長	川野 文明君	企画商工課長	東 啓三君
財政課長	正崎 博君	都市建設課長	間 省二君
環境整備課長	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長	山本 泰英君	福祉保健課長	井上 敏郎君
税務課長	竹内 昭博君	水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	松木 成己君
美術館副館長	曾我部義雄君		

午前10時00分開議

議長（水町 茂） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．議案第40号

日程第10．議案第41号

日程第11．議案第42号

日程第12．議案第43号

日程第13．議案第44号

日程第14．議案第45号

日程第15．議案第46号

日程第16．議案第47号

日程第17．議案第48号

議長（水町 茂） 日程第1、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認

定についてから日程第17、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上17件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、認定第1号平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番(中村 末子君) 13番。項目が多岐にわたりますので、よく聞いて答弁をお願いしたいと思います。

第4次行財政改革大綱に照らしての成果はどうだったのか、どのように精査しているのか、まず答弁を求めたいと思います。

町税、保育料、住宅使用料の収入未済額が相変わらず大きいようですが、その原因追及はなされているのか、昨年同様余り進展しないように考えるがいかがでしょうか。

不納欠損額についての考え方はどのように変化してきているのでしょうか、近年仕事がなくて滞納についても考慮できない家庭があるようですが、対応はどのようにしているのか、また所得税のように現年で支払うものであればいいのですが、町民税国保税のように昨年度の収入課税となると支払いができない家庭も存在すると考えるが、その調査はどのように行って対応してきたのか。

滞納整理システムも効果が期待されると導入されましたが、どのような効果をもたらしているのか答弁を求めます。

保育料については、現年度分については3カ月滞納者については保育しないという強い立場での対応がよかったのか、現年度分についてはよいようですが、過年度分の歳入が厳しく、公私立合計1,536万円となっています。過年度分については、民間保育園もそれなりの努力をしていると考えますが、国の方針から考えると、国からの助成については100%私立保育園に支払っている自治体としては、民間も保育料徴収に対しての対応の負担が望ましいのではないかと考えますが、どのような姿勢で臨まれたのか、その効果はどのように得られてきたのか、また収納についての対策はどのように図られてきたのかお伺いします。

住宅使用料については、不納欠損額は平成15年度からゼロとなっていますが、どのような対策で努力しているのか、過年度分徴収に対して収納アップに新たな政策はなかったのかお伺いします。

町債について償還のピークは平成19年、20年のようですが、公共事業での資金調達についてどのような成果があったのかお伺いします。

基金について、監査員の指摘でもあるように減少しておりますが、基金利用についての考え方については、精査を行ってきたのか、その成果はあったのかお伺いします。

一ツ瀬土地改良未施工地区償還貸付金が95万円減少しておりますが、このままではいつぐらいまでに解消できるのか疑問です。どのような対策、方針で臨まれてきたのか、内容について詳細にお伺いしたいと思います。

財政健全化法に伴う、4つの判断基準を提出するに当たり、どのような体制で臨んでこ

られたのか、またその内容を住民へどのようにお知らせするのか、そのことで自治体の財政状態がどのように判断できるのか、内容を具体的に述べていただきたい。

農業者への各種補助金が出されていますが、1年ではその成果が見られないと考えます。どのくらいの期間で効果が出るとお考えか、また過去の例で助成したが、3年以内に成果もなく頓挫したケースはあるのかどうかお伺いします。

公共事業の発注が少なく、事業者の中では倒産などのケースも出ているのではないかと考えるが、実態調査は行われているのか。

美術館の運営では、電気料金などの節約があると考えますが、どのような政策で成果が見られたのかお伺いします。また、預かっていた美術品については、本人への返還がなされていると考えますが、現在保管庫にあるのはどのような歴史的意義を持っているのか、精査されているのかお伺いします。

家老屋敷運営について、黒谷地区にお願いしているが、その成果はどのようになっているのか、そのほか民間委託した保育園などについての成果はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、第4次行政改革大綱の成果についてであります。町民の皆様の御理解を得ながら、事務事業の見直しや、経費節減、また職員数の削減、給与と勤務条件の見直しなど、110項目中94項目を実施し、未実施は16項目となりました。85%の達成状況でありました。

町財政に対する効果額は、17年度からの3年間で約6億7,000万円と試算しております。実施できなかった項目につきましては、水道事業の広域的企業合併など、時期的に困難なものや、組織の再編、課、係の見直しなど、実施時期がずれ込むなどがありますが、このうち9項目については、第5次の大綱で引き続き検討、実施していくこととしております。

次に、町債についてであります。厳しい財政状況の中でありましたが、社会資本の整備を図るため、財源の一部として、将来の財政負担を考慮しながら町債を充当し、公共事業を実施してまいりました。公共事業の実施により、地元経済に一定の経済波及効果があったものと考えております。

次に、基金の取り崩しについてであります。予算編成時において事業の十分な精査を行った上で、財源不足に対応するためやむを得ず基金の取り崩しを行いました。なお、予算執行時におきましても、経費節減を徹底し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、一ツ瀬川土地改良未施工地区償還貸付金についてであります。貸付金を返還するためには、未施工面積の解消が必要となります。現在、県及び関係1市3町により、新たな施工可能な地域の検討を行っており、取り組み事業等も検討した上で推進を行い、農

家の皆様と相談しながら未施工面積の解消を図りたいと考えております。

次に、農業者への各種補助金についてであります。農業者への各種補助金につきましては、各種資金の利子を補てんする補助金、農業関係団体の維持、発展のための補助金、あるいは具体的な農産物生産振興及び地域振興を目指すものなど、例年30本を超えるものを支出しております。それぞれの補助金目的により、その効果の発現についてはさまざまであります。

なお、3年以内に成果がなく、頓挫した例が2件ほどあります。

その他の質問につきましては、事務的なことありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 財政課長。財政課関係で4件ほどちょっと私の方でお答え申し上げます。

まず、住宅使用料の未済額の原因についてでございますが、未済額の原因は、他の品目も同じようなことと思っておりますが、収入が少なく、生活が苦しい人がどうしても対象になるわけでございます。具体的には、病気がちとか、就職がない、それから多重債務者、それと母子家庭、それから、近年につきましては高齢者、年金生活者、こういった方々も中に含まれつつあります。

しかしながら、その未済額に対する対策につきましては、それぞれの理由に応じた対策を講じてきました。

それから、不納欠損がなされていないがという御質問でございますが、公営住宅に住んでいらっしゃる以上、他の居住者との平等性を考えますとおくれがちでも工面をしていただいて、納付していただくと、こういう基本的な方針で臨んでおります。

しかしながら、ここ数年ちょっと不納欠損を処理しておりませんので、内容等について分析して、数力年を処理する考えで、20年度はそういった姿勢で臨みたいとは思っております。

過年度対策につきましては、こういった対策をとってきたかということでございますが、まず新たな滞納額が発生しないようにという基本方針で臨んできました。そのためには、現年度の家賃を徹底的に納めていただくよう定期的な訪問を重ねて、生活実態に応じたこまめな納付相談をしながら取り組んできたところでございます。その結果、19年度につきましては、約99%の方が納付いただいたという実績を残しました。それから、過年度につきましても総体の額の15%を納付いただいたと、そういった実績を得まして、相対的にも未済額を減少させたというような結果が出ました。

それから、財政健全化法の報告指標についての御質問でございますが、今年度、19年度から新たな業務として発生したわけですので、担当課としてはその作成に、通常業務のほかこの作成に時間を費やしたところでございます。最終的には県のヒアリング受け、今議会に報告するに至りました。結果といたしまして、高鍋町はこの数値については基準内

であるというふうな数値が出ました。

それから、この数値の広報につきましては、町民への広報につきましては、広報誌等でお知らせする予定は持っております。

それから、4点目の事業者の実態調査についてでございますが、調査は行っておりません。しかしながら、建設関連の情報等につきましては、関係課との情報等も入れながら、その情報の確認に努めていってるところでございます。

以上です。

議長（水町 茂） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 税務課長。税務課関係を申し上げます。

まず、収入未済額の原因追及、これにつきましてですけれども、収入未済額につきましては、町税で19年度1億5,000万円を超える大きな金額でありますけれども、その未納の原因といたしましては、先ほど財政課長が申し上げましたような状況なんですけれども、事業の不振、それからリストラ、それから家庭内の病気等、こういうものが上げられます。

なお、収入未済額ですけれども、18年度と比較しまして約3,700万円ほどは減少をいたしております。

続きまして、不納欠損額についての考え方、それから、仕事がなく滞納についても考慮できない家庭の対応、それから、昨年度の収入課税となる支払いができない家庭の調査につきましてですけれども、不納欠損につきましては、国税徴収法に基づきまして滞納処分を執行する財産がないとき、それから、滞納処分をすることによって納税者の生活を著しく窮迫させるとき、そして納税者の所在及び滞納処分ができる財産が不明であるとき、こうしたものに該当し、こうした状況が3年間を超えるものにつきましては、不納欠損ということで処理をさせていただきました。

また、仕事がない家庭、前年度より収入が大きく変動し、支払いが難しい家庭の調査につきましては、まず納税相談をお願いをしております。で、納税相談をしていただきまして、少しでも納めることが可能方には分納で、また年度内の支払いが難しいという方につきましては、執行停止をかけまして話し合いを継続させていただくということで対応させていただいております。

続きまして、滞納整理システムの効果ということですが、19年度より本格的に活用しておりますけれども、活用によりまして従来手作業で行ってございました滞納整理事務が省力化され、滞納者との折衝件数の拡大につながり、最終的には収納率向上につながっていると考えております。

なお、収納率は現年分、滞納分あわせて18年度より1.21%上がっております。

以上です。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。それでは、福祉保健課関係についてお答

えをいたします。

まず、1点目の保育料の滞納の原因でございますけれども、これにつきましては財政課長、それから、税務課長が答弁をしたことと重複いたします。ただ、保育料につきましては、納入者が若年層という形になりますので、社会情勢等でリストラにあうと、それから転職したばかり、収入が少ない、そういうことが大きな原因になっています。

それから、保育料の過年度分の対応に関する御質問でございますけれども、民間も保育料徴収に対して、相応の負担が望ましいのではという御質問でございますが、滞納処分的前提となります督促、それから財産調査、それから滞納処分である差し押さえ等につきましては、公権力の行使ということになってまいります。これを民間の保育園に対して経費の負担を求めるということになりますので、これにつきましては考えておりません。

それから、滞納者に対してどのような姿勢で臨んだのか、対策はどのように図ったのかということでございますが、過年度分の保育料徴収につきましては、2カ月に1回督促状の発送を行っております。それから、担当職員及び徴収嘱託員による個別訪問、電話による納入の督促を行っております。で、お会いできた際には、先ほど申しましたような原因がございますので、分納でありますとか、そういうことの相談も乗っております。その結果につきましてはでございますが、平成19年度の過年度分の収納率は8.96%になっております。

それから、続きまして民間委託した保育園などについての成果はどうなっているのかという御質問でございますけれども、南町保育園を明倫保育園として再出発をいたしました。これに伴いまして、乳児保育、保育内容でございますけど、乳児保育や休日保育の保育サービスの向上が図られております。また、人件費を除いた光熱水費や臨時職員の賃金等、約1,600万円の削減効果が出ております。

以上でございます。

議長（水町 茂） 社会教育課長。

社会教育課長（松木 成己君） 家老屋敷の運営についてでございますが、家老屋敷の運営につきましては、昨年の10月から黒谷地区の愛宕クラブに管理をお願いしており、施設や周辺の清掃などを献身的にさせていただいております。入館者、収入とも前年度より増加しているようでございます。また、歳出全体の決算につきましては170万円程度の減額となっております。

議長（水町 茂） 美術館副館長。

美術館副館長（曾我部義雄君） 美術館副館長。美術館の運営につきましては、厳しい財政状況の中、経費節減に努めてきたところです。19年度におきましても、すべての品目について節減に努めたところですが、御質問のありました電気料金につきましても、使っていない部屋の照明や空調をこまめに切るなどして、結果大幅な削減ができたものと思っております。

次に、寄託品における歴史的についてであります。寄託品の中に本町ゆかりの秋月種

樹の屏風や掛け軸、書など4点ほどあり、また寄贈作品の中にも多数ございますので、機会あるごとに展示、紹介を行っているところでございます。

以上です。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。答弁をすべて網羅するというのは大変厳しいんですが、まず第4次行政改革大綱に照らしての成果はどうだったのかという項目で、町長の答弁の中で、私ちょっとこれ意図的に外されたのかなという気がしたんですが、職員の駐車場の有料化について、何も答弁がなかったということが非常に残念でなりません。

そして職員数の削減についても、これは退職者、そしてこの監査委員の意見書を見ていただくとわかるんですが、嘱託職員については減少してないんです。ほかのところについては、かなり民間へ委託されたこと、いろんなこともありまして、パート22条については半分ぐらいに減少しておりますが、相対的な職員数の変更という数は、私は何人と考えていらっしゃるのか、やっぱり削減をしたというからには、相当削減をしたというふうにイメージを与えてしまうと思うんです。だから、職員数でいえば3名しか減少してない。22条とパートでほんのわずか削減しただけ、金額的にはそう対して大きい、先ほど6億円を超えてるということも答弁をされましたけれども、やはりどういったことなのかということも、もう一度答弁をしていただきたいと思えます。

先ほど不納欠損額、もう上から順々にいきますね、不納欠損額についてということで、やはりこれは国の法に基づいてということですので、これは整理して考えることができると思うんです。ところが納税相談をしても支払うことができない人には、一次それを保留した形で対応していらっしゃるということは、すごく私は、リストラを受けて、本当に困っていらっしゃる方、そしてまた後期高齢者の分について、保険料負担がふえて、どうしようもなくなったという方とかも多分にいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、各種負担がふえてきて、本当に生活が困窮しているということも、恐らく調査をされた中で、だれよりも役場の職員の方が、だれよりも理解をもってらっしゃるんじゃないかなと思うんです。だれも好きこのんで税を滞納したりとかということはないと思うんです。

そのために、やはりいろんな徴収嘱託員なり、いろんなものをしていながら、滞納整理システムを使いながら、実現しているので、実行しているので、その滞納整理システムなんかも収納率が向上したということで、もうちょっといくのかなというのはちょっと思ったんですが、その辺の効率をどういうふうになされてきたのかということも、もう少し詳細に説明していただくとよろしいんじゃないかなと思うんです。

この滞納整理システムを入れるときには、かなり説明をしていただいた経緯があるんですが、またこれは委員会に付託されますので、付議されますので、確かにその中で、このようなまたお話しも聞けるのかなと思うんですが、できればその滞納整理システムを入れ

るときの質疑をしたものとして、どうなのかということをもう一度答弁をしていただきたいと思います。

で、保育料について、これはちょっと考え方が違ったかな、私思うんです。私がお願いしてるのは、要するに過年度分の保育料の徴収に関して、やはりそれなりの負担をしていただかないと困るというのは、言われましたよね、2カ月に1回督促状を送る、これも見えないように多分督促状は送られていると思います。封書か、もしくは隠れた形での督促状だというふうに思うんです。これだって2カ月に1回というと、たかが80円ですけど、何名いらっしゃるかわかりませんが、たかが80円、されど80円なんです。通信費のことを考えたら非常に大変なんです。

だから、例えばもう保育をされてない世帯が、一体何世帯ぐらいあるのか、もう保育料を未納しているところで何世帯ぐらいあるのか、そういうところへはどのような対応してきているのか、また不納欠損ずっとつくってませんよね、保育料に関しては。だから、そのことについての方針というのがどうなっているのかということも具体的にお聞きしないと、ただ単に督促状を2カ月に1回送ればいいと、それはもうマニュアル化されて送ればいいと、通信費を使って送ればいいというもんじゃないということも私の質疑の意図があるちゅうことを、十分に御理解していただいて答弁を求めたいと思います。

それから、一ツ瀬土地改良未施工地区の償還金貸付金、これについては未施工地区の解消に努力するという答弁しかないんですが、解消ができるのかどうかというのが私は非常に疑問なんです。解消できないと思うんです。解消できなかつたら最終的には、組合員が支払うちゅうことで、残りの施工された方たちが支払うということで、当初約束をされてきたのかどうか、納得をされてきたのかどうかということ、それが当初一ツ瀬土地改良事業をされるときに、そのような話し合いがどこでどうなったのか、時効は関係ないと思うんです。だから、どこでどうなっているのかということが、いまだにこの貸付金が残っているということで、私はどう精査されてきているのかということが聞きたいわけです。そのところを答弁をしていただきたいと思います。

で、農業者への各種補助金、これ出たおって頓挫したところが2件あるということだったんですが、やはり農業者への補助金というのは、直接補助というよりも、やはりかなり頓挫するケースもあるんじゃないかなと、効果が出ないんじゃないかなという部分というのは、多岐にわたると思うんですが、私はやはりこのことは将来を見通した形の補助金をしっかり使っていないと、今この財政事情の厳しい中で、新たに農業者への不満が募るような財政運営をしていったのでは、農業者と普通納税をされている方の溝ができてしまうというふうに思うんです。だから、できるだけ頓挫しないようにアドバイスをしていきなり、いろんな形で収納援助をしていきなり、それがどういうふうに図られてきたのか、その部分をお伺いしたいと思います。

家老屋敷について、これは入館者もふえて170万円ぐらいの減額が図られたということなんですけれども、やはり170万円程度の減額がされたということは、ほぼ人件費に

匹敵するんじゃないかなというふうに思うんですが、例えばほかの部分で人件費以外に、例えばどんな部分で削減されてきたのか、そのことをお伺いしたいと思います。

議長（水町 茂） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。まず、最初の第4次の実績についてからお答えいたします。

まず、職員駐車場の有料化ですが、これ意図的に答えなかったということではございません。

先ほど申しましたように、85%、110項目の85%で、16項目が積み残しになっております。そのうちの9項目について次期大綱、第5次の中に盛り込んで進めていくようにしております。その中で、5次の中で、4次の中でできなかったということは、もう間違いなくできてないこととして、弁解の余地もないんですが、職員駐車場有料化については、他町村の動向とか、やり方等を研究しながらやってきましたけど、時期的に間に合わなかったと、それで第5次の中で再度実施していくような方向で現在進めておるということでございます。

それから、職員数の関係なんですが、職員数につきましては、平成17、18、19年度ということで3年間で、平成17年度が198名だったと思います。ですから、20年度までに11名、6、2、3ということで、職員数は減少傾向をたどってきておるところでございます。

それから、臨時職員の関係ですが、確かに相対的には人数がなかなか減ってないということは事実でございます。で、しかしながら、例えば22条職員をパート職員に切りかえるなどして、その中で経費の削減を図っていくということで、現在進めております。確かに全体的に減らない、全体的に臨時職員、パート、嘱託、22条、いろいろあるんですが、減らないという、数の上で減らないんですが、今後そこらあたりを、先ほど言いました課の統廃合等々とあわせながら、十分考慮していかなければならない問題だというふうに考えております。

以上です。

議長（水町 茂） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 滞納整理システムについてでありますけれども、滞納整理システムにつきましては、予算的には1,071万円という予算をいただきまして、整備をさせていただいております。

内容的には、今まではこのシステムを導入する前は、一人一人の紙台帳、これで管理をしております。それに伴って、それではなかなか納付の状況、そういう所得とか、それから資産とか、そういうものが紙台帳ではなかなか整理しづらい面がありまして、また滞納者も非常にふえておりまして、そういう中で事務の対応が難しくなっておりました。

そういう中で、こうして導入整備をさせていただきましたおかげで、机の上でそのシステムが一目で見れるようになってるわけです。経過とか、納付状況、それから資産、所得、

そういうものがパソコンを開くことによって、すぐ対応できるようになりましたので、電話対応ももちろん早くなりましたし、納税者との約束、こういうものもすべてスケジュール管理というものもできるようになっております。また、差し押さえとか、交付要求とか、そういうものもあるんですけども、そういうものも非常にスピード化が図られるようになりました。

したがって、このシステムというのは、収納業務、これの支援ということでは、大変大きな貢献をしてるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（水町 茂） 社会教育課長。

社会教育課長（松木 成己君） その他の人件費のほかの減額になった分でございますけれども、清掃をもう自分たちでしていただくということになりましたので、年間26万円程度組んでいました委託料を半分ということで13万円程度、それから消耗品費につきましてはほとんど障子の張りかえ等、自分たちでされておりますので、消耗品については一切しておりません。この分が減額になったものと考えられます。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。保育料の過年度分の徴収につきましてですが、お尋ねの現在保育園に在園してない滞納世帯の数値を求められておりますが、これにつきましては、大変申しわけないんですが、手元に数値がございませんので、お答えできません。

それから、民間の保育園に応分の負担をとということでございますけれども、今現在現年度分につきましては、在園時の親ですから、直接顔を見合わせて対応できますが、在園していない保護者につきましては、民間の保育園が、顔を合わせる場面がないということになってまいります。

そういうことで、これらにつきましては、私ども福祉保健課の方で責任を持って徴収に当たらなければならないというふうに考えております。

議長（水町 茂） 農業振興課長。

農業振興課長（長町 信幸君） 一ツ瀬土地改良事業の未施工地区の解消の件についてであります。

この一ツ瀬地区土地改良事業の未施工地区といわれるものは、国営事業3,547ヘクタール、県営事業2,351ヘクタールのその差の施工されてないものを未施工地区という形で、国営事業と同等な施工を県営事業においてもしなさいというのが未施工地区という部分の、その部分を町を含めて貸し付けをしているということでございます。

で、3,547ヘクタールというのは、1筆1筆の積み重ねで、1筆ごとに3条資格者がおりますので、他の地権者でない組合員が支払うということには、理屈上ならないのではないかと。そこでその差を解消をしていくことによって、この貸付金は返ってくると。ただし、近年高速道路等がありまして、若干の変動はございますが、このことについては

会計検査員からの指摘もございますので、私ども市町村を含めまして、県と一体となって新たな取り組みの仕方はないのか、施工可能な地域はないのか、そういうようなところを調査をかけている段階でございます。

で、中身は県営事業でつくりました管が、末端の新たな事業をする場合に、その面積を新たに増やすことが可能なかどうか、そういうような調査をしております。中でも近年茶の面積が伸びておりますんで、茶の対応をすることは、他の普通畑と比べまして、普通畑を10アールしたときには、10アールと他の10アールとは10倍の水使用料の差があります。で、10倍の差をうまく利用するならば、高鍋町の未施工面積251ヘクタールが、25ヘクタールほどできれば、なんとか施工できたというような答えが出てくる可能性があります。

で、そういうような意味合いで努力をしておるところでございます。地権者等の御理解も得たいというふうに考えておるところでございます。

それから、補助事業の頓挫の件でございます。近年の例を2件ほど町長の方からお答えをさせていただいておりますが、具体的には平成17年のソフト事業で取り組みました花卉耐候性ハウスの事業でございます。そのソフト事業の中で、費用対効果の確認、それから、先進事例の調査などをやっております。で、この場合には、補助対象者3名一組でございますして、そのうちの1人が健康上の問題で、翌年度の事業直前になって事業が頓挫したものでございます。結果として無駄にはなりませんでしたけれども、そういうような状況が起こらなければ、うまくいったのではないかという考えを持っております。

それから、平成19年度には、元気みやざき園芸産地確立事業の中の契約栽培産地確立ということで、白菜の契約栽培について、これは輸出を含めた対応が可能なかどうかという調査をいたしました。これは総出荷数量からいきますと30トンを超えるもの、事業ベースとしては19トンほどの白菜を韓国に送ったところでございます。その送る中で、例えば輸送費の問題だとか、通関手続の問題だとか、そういうようなことがわかってきます。それらが合わせて費用対効果というような面で、輸出が可能なのか、契約が実態としてできるのかどうか、そういう判断をさせていただいたところです。

ただ、成果としては、出荷を間に入ってきた業者さん等のつき合いもできましたので、今後の野菜の販売、白菜の販売の中に、それは生かされていくものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 先ほどお尋ねのございました保育料の滞納繰越のうちの在園していない世帯数につきましては、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。わからんと、調べてきて。どのくらいかかる。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 10分くらい。

議長（水町 茂） そしたら10分休憩いたします。10時50分から再開いたします。
午前10時40分休憩

.....
午前10時53分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。先ほどの数値の件でございますけれども、今そういう仕分けの仕方ですら数値がきちっと今出てるという状況にないものですから、今拾い出しをしておりますので、後ほどまた出ましたら報告させていただきたいと思っております。

それから、民間保育園に応分の負担をとということでございますが、今徴収嘱託員、介護保険料と保育料兼務で担当してもらっておりますけれども、これに就きましても検討課題ということで、やってまいりましたけれども、引き続き若干機構改革、それから収納システムをどう構築していくのかということも含めて、もうしばらくお時間をいただきたいと思います、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。第4次行財政改革大綱の中で、先ほど総務課長の方より答弁がありました。この16項目が精査できていないということで、9項目については第5次行政改革大綱に入れられたんです。残りは、なぜ外されたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど福祉保健課長の方から答弁がありましたけれども、とにかく今までは保育料を滞納すれば、2カ月に1度保育料を納入してくださいという督促状を出せばいいという、そういう私に言わせれば安直な考え方という方向がずっと引き続いてきたんじゃないかなというふうに思うんです。

私は、今まで保育料を滞納されてる方については、子供は本当は親とか、社会とか、自治体を選んで生まれてくることのできないものであるから、やっぱり子供にはちゃんとした保育、そういうものが望ましいという立場ですと来ました。しかし、方針で3カ月滞納された場合には、やはり子供にはかわいそうだけれども、預からないという方向づけを出された、方針を出されたわけです。そういう方針を片一方で出しておきながら、保育料徴収については、徴収嘱託員、これを見ていただくとわかると思うんです。保育料の収納状況及び収入未済額滞納についてということで、監査委員の意見書にちゃんと上がってるんです。私立、要するに私立の合計が収入未済額が732万1,000円、合計が、過年度と現年度で、それだけあるんです。そうすると町立で合計が800万円ぐらいありますので、町立の方が半分ぐらいなんです。私は例えば徴収嘱託員の費用が150万円必要であれば、大体金額に応じて、私は半分ぐらいは、私立保育園にもしっかりと徴収嘱託員の費用を負担していただく、このことがやはり自分のところから収入未済額を出さない、そういう保育料を納めていただかないという状況を生まないということを、私はしっかりと

認識していただく。

そして、先ほど私が言ったように子供は親を選んで生まれてくることができないんですよ、だから子供を悲しい目にあわせないために頑張っていたきたいと、親にやっぱり懇願する。例えば親がリストラで収入がないといった場合には、例えばその期間だけ生活保護を受給することも恐らく可能ではないかなというふうに思うんです。

だから、そういうふうにして社会的に弱者にならないために、子供を弱者におかないために、こういった政策を進めて来るのかというのが、私は町政の一番しなければならないことではないかなと思うんです。高鍋町内で格差をつくって、子供が保育をできない、されない状態を生まないように対策を立てていただきたいというのが、私の基本的な考え方なんです。私子供に罪はないと思うんです。

だから、そういう意味で、この保育料の収入未済額については、しっかりと把握をしていただいて、対処していただいて、そして文章を出せばいいと、そういうことではなく、やはりこれにも通信費がかかる、2カ月に一遍といったら、半分です、6回出すわけです。80円としても幾らかかりますか、これだけの人に出すと幾らかかりますか、そのお金をしっかりと保育園運営にかけていく方が、私はより望ましい保育ができるんじゃないかなというふうに思うから、提案をしてきたのであって、またこうやって質疑もしてきてるわけです。

だから、私毎年同じ質疑をしてきてると思います。去年の答弁では、民間も保育料徴収に関しては、やはり努力をしていただくということも必要であるということは認めていただいて、検討したいというお答えでしたので、この19年でどんな成果が上がったのかなというふうに期待をしていたんですが、残念ながらそのことが努力されてないということが今わかりましたので、このことについても具体的な方針をどう出していきたいと考えておられるのか、決算についてですが、お答えを願いたいと思います。

それから、一ツ瀬の土地改良未施工地区償還金です、貸付金、これについては、確かに課長が答弁していただいたように、国はダムをつくったりして水をためる。その配水をするちゅうのは県の仕事なんです。だから、その配水をするときに、未施工地区が生じたとしても水を管でつながない限り、水は移動しないわけです。

だから、未施工地区がどうしても発生すれば、その未施工地区の部分も管を通さないわけにはいかないから、管をどうしても通すわけです。その部分が発生するわけです。国に対しては、総面積をいいながら、県については管を配水した部分というのを、だからその未施工地区の部分が発生して来るわけです。

私、これはずっと毎回このことについては、恐らく質疑をしてきていると思います。未施工地区の解消に努めたいということ、ずっと答弁をされていて、努力をされてきていると私は思ってるんです。

だから、未施工地区解消のためにどういう努力をして、その結果、未施工地区がどれくらい解消できたのか答弁を求めたいと思います。

それから それだけです。済みません。よろしく申し上げます。

議長（水町 茂） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。先ほど未執行項目の16項目中7項目についての考え方ですが、これについては、高鍋町単独の計画では達成できないものとか、あとは事務的に、いわゆる大綱で制定しなくても事務的に解決できて、執行できるというようなことで判断をして、今回の大綱から外してあるのが7項目でございます。

以上です。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

.....
午前11時04分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

農業振興課長。

農業振興課長（長町 信幸君） 大変申しわけありません。その事業終了後からの未施工地区の面積については把握ができておりません。ほかにも高速道路等の公営事業で面積が減少したもの等もありますので、あわせた数字についてと思うと、少なくとも役場内にございませんで、御了承いただきたいと思ひます。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。私は、染ヶ岡地区にあります一般廃棄物処理場の件につきましてお尋ねをしたいと思います。

第1点目に、水質検査をしているが、この結果は公害防止協定書を交わしている各地区及び団体等への報告義務があると思うが、協定は守られているのか伺ひます。

また、守られていないとしたら、何年間守られていないのか、またあえて公害防止協定違反をした理由を伺ひたいと思ひます。

次に、需用費の中に消耗品費の中に平成10年度においては、備考の欄に通浜漁協への稚魚放流費として30万円が計上されていましたが、19年度においても実行されたのかされていないのか、されていないのであれば、いつから実行していないのか、その理由を伺ひたいと思ひます。

また、通浜漁協へ稚魚を放流しなければならない理由、何か書面等がありまして、それに基づいて放流をするということであれば、その書面の提出をこの場で願ひたいと思ひます。

ついでに、公害防止協定書も提出を願ひたいと思ひます。

また、もう一つ、多分私が聞き及びの段階においては、平成16年度において稚魚放流に関する契約書を交わしていると思ひますが、その契約書も提示を願ひたいと思ひます。

3つ目、私が予算書を見る限りにおいて、17年度から消耗品費が30万円を割ってると思ひます。特に19年度のこの決算において、予算においても26万7,000円程

度が計上され、決算されておると思います。

先ほど2点目の質問でありましたように、稚魚放流を19年度にしていなとすれば、当然30万円であったかどうか分かりませんが、なぜ稚魚放流がされていない段階で、消耗品費が26万7,000円というのが計上され、決算されているのか。

ついでに、17年、18年度も含め、消耗品費の内訳をこの場で提出していただきたいと思ひます。

以上です。

議長(水町 茂) 暫時休憩します。これ今すぐですか、書類の提出は。(発言する者あり) しばらく休憩いたします。どれくらいかかる。(「30分」と呼ぶ者あり) それでは一応30分かかるそうなんです。そういうことで40分から再開いたします。

午前11時10分休憩

.....
午前11時40分再開

議長(水町 茂) 再開いたします。

只今資料を作成しておりますが、資料の提出がまだ時間がかかりますので、休憩を延長して13時から再開いたします。

午前11時40分休憩

.....
午後1時00分再開

議長(水町 茂) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長(小澤 浩一君) お答えいたします。

初めに協定書についてであります。平成6年度の一般廃棄物最終処分場の建設に伴い、一般廃棄物最終処分場の運営にかかる公害防止協定の締結を、川南町漁業協同組合、お染ヶ岡畑地管理組合、染ヶ岡地区、浜井手水利組合及び通山1地区振興班といたしております。

次に、結果報告についてであります。公害防止協定により、川南町漁業協同組合には水質検査の結果報告の規定がありますので、川南漁協にのみ水質検査の報告をしております。

次に、協定が守られているかについてであります。協定書及び覚書は、お手元のとおりであります。水質検査につきましては、第2条により3月、6月、9月、12月に実施し、報告することとなっております。しかしながら、水質検査は協定書どおり3月、6月、9月、12月とも実施いたしてはありますが、事務上の不手際により川南漁協への報告を、平成15年10月を最後に行っておりませんでした。ことしになって川南町漁協より請求がありましたので、19年度分と過去の分、2回に分けて報告いたしました。

また、19年度の稚魚の放流につきましては、お手元の歳出内訳のとおり実施いたして

おりません。今までの放流の経緯につきましては、川南漁協との協定に基づく覚書により、平成8年度から平成16年度まで毎年度川南漁協との協議を行い放流を行ってまいりましたが、川南漁協に口頭で了解を得て、平成16年度で終了しております。

予算といたしましては、稚魚の購入で、物品売買契約を結び、需用費で平成14年度までは稚魚の生産業者に、平成15年、16年度は川南漁協に支出しております。物品売買契約書及び歳出の内訳は、お手元の資料のとおりであります。

以上であります。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。1点目から再質問をしたいと思います。

協定書を違反したという事実は、事務の不手際ということ町長は言われましたけども、私が察するに町長は事務の不手際ということですけども、職務怠慢において、このような結果を招いたのではないかと私は思いますが、事務の不手際ではなく職務怠慢と、ましてや町長の監督責任もあると思いますが、そこはいかが町長お考えかお聞かせ願いたいと思います。

2点目の稚魚の放流は、平成16年度において、口答で今後放流をしないというお伝えをしたということであるように思われますが、それならばこの協定書に附属しております覚書、これをなぜ破棄しなかったのか、破棄してないということになれば、この協定書は実行力があると、普通社会通念上、これによって当然請求がなされてくると今後思われます。ましてや、この最終処分場の管理に関しては、約50年間管理しなければならないというふうになっておると思いますが、本年度までにおいて約あと40年間プラス4年分を足せば、44年分の請求が来るということになると思います。

この点について覚書がある以上、本町とすれば支払いというか、稚魚の放流をしなければならないと思いますが、それは当然されると思いますが、その点に関して答弁を求めます。

それと一番最後のこの消耗品費、私が15年度の予算書を持っておる限り、30数万円の消耗品費が計上されておるんです。その中から15年度におきましては、30万円の稚魚放流代として出されておりますが、残り金額は消耗品費としては10万円以下だというふうに、多分その筋で経緯しておるんじゃないかと思えます。

そこで、今回19年度の26万7,000円という段階においては、所々書いてありますけども、30万円を実行してないのだから、普通であれば消耗品費とすれば10万円弱で推移するのが妥当じゃなかろうかと思えますが、なぜ27万6,000円という数字が出てくるのか。

それで薬剤費とかいう名目であった場合においては、私が先ほど申し述べましたように、15年度においてはどこに薬剤費というものがあつたのか、当然それなりの金額が計上されているはずですが、そこについてお答えを願いたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど報告の義務というのがありまして、事務上の不手際ということで、大変申しわけなく思っております。これは私も責任を感じておりまして、川南漁協にもまいりまして、平に誤りをいたしましてということで報告いたしました。

責任問題となりますと、いろいろまた考えなければならぬかなと思っております。私、それから担当者ということになりますけど、その辺をまた協議をして決めていきたいと思っております。

それから、覚書につきましては、高鍋町と川南漁協との間で、常にそういったことは双方で協議をするということになっておりますので、協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

まだ、あと40年間支払いをするのかということでございますが、それも覚書どおり高鍋町、川南漁業協同組合と常に話し合いをしながら進めてまいりたいと思っております。ほかに金額のとか、事務的なことにつきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 環境整備課長。今議員のおっしゃいました支出の関係がありますが、私今手元に16年度でございますけれども、予算の整理簿を持っておりますが、16年度で申し上げますと当初予算は60万円であります。で、歳出の総額が58万6,713円というようなことで、当然16年度まで先ほどからお話が出ておりますように30万円ほど漁協の方にお支払いをしておりますから、残りの額でいいますと28万円程度、ですから、今19年度決算で27万円程度ですが、おおむねその程度が医薬品等で使われておるといようなことになります。

以上です。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。町長は、協定を違反したことにに関して自分を含め、担当者か何かは知りませんが、それなりの処分を今後考えるということで述べられましたが、川南漁協側は、今回の問題に関して、それなりの対応をとってきていると思うんですが、私が知り得る範囲では、通告書なるものが来ておると聞いておりますが、その内容の中は協定を破棄すると、ましてや放流を停止というふうになっておると思いますが、今後この通告にある状態で、今後協定違反をしておる中で、新たなる協定はどのように結ぼうと考えているのか。

もう一つ覚書の中には、金額が提示してないんです。幾ら放流しますということはしてないが、当然協議の上ということになりますから、今までの30万円ではなく、今後約40数年間、100万円なら100万円の請求があった場合には、当然協議の結果でありますけども、応じなければならない状態にあると思っておりますが、そこはどう町長は考えておられるのか最後に聞きたいと思っております。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 協定、それから覚書がありますので、私は漁協に行ってお話し合

いをしたときに、22年までの協定書がございますので、それを主体にまた協定は続けて
いただきたいと申しはしております。

そのことについて、また逆に放流なんかの申し入れがあった場合はということでござい
ますけど、そういった場合は、申入書がありましたら、真摯に受けとめまして、また内部
協議、それからしていって、御相談はしなきゃならないと思っております。しかしながら、
高鍋町の財政状況をかんがみながら、やはり検討してまいりたいと思っております。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午後1時13分休憩

.....
午後1時14分再開

議長（水町 茂） 再開します。

町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。放流ということでございますけど、放流はさしていただき
ながらということでお話もしてきたところでございますが、先ほど金額の提示というこ
とでございまして、先ほど申しましたように、申し出がございましたら真摯に受けとめて、
また協議をしていくということしていきたいと思っております。（発言する者あり）8月
20日、先ほど申しましたように漁協に行きまして、いろいろとそういった面お願いをし
てまいりまして、そして新たな協定書ということで、すり合わせをして、話し合いをして
いるところでございます。

議長（水町 茂） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 監査委員から積立金をもっと増加することが求められておりま
すが、元来基金というのは、単年度会計原則からすると必要ないものだと私は基本的には
考えます。

しかし、国保税について100%徴収となればいいのですが、残念ながらそのようには
いきません。したがって、互助的な意味合いを住民へ周知させつつ国からの負担金を少し
でも減らそうとする国の方針に、そのまま乗っついていかざるを得ない状況があるわけです。

県外者も多く、不納欠損については監査委員の意見書にもあるように、法的には厳正に
対処されていると考えますが、どのような方針で臨んでこられたのか、その成果はどうな
っているのかお伺いします。

療養費が増加するのはどのようなところに原因があるのか、病歴を含めての調査啓発活
動についてはどのような成果があらわれているのかお伺いします。

滞納整理システムについては、どこまでの成果が今の段階であらわれているのかお伺い

します。

議長（水町 茂） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 町民課長。医療費の増加につきましては、毎年その対策に取り組んでいるところではございますが、被保険者の人口構造の高齢化による増加、また医療技術の高度化に伴う高額レセプトの増加が上げられます。中でも長年の不適切な生活習慣によって引き起こされる高血圧症性疾患、それから糖尿病などの生活習慣病が医療費の約3割を占めていると考えられます。これらは一人一人の生活習慣の見直しによって改善されるものでありますので、日ごろの生活習慣の大切さ、医療費の国保税の関わり合いを出前講座や高齢者教室、また本年度より始まりました特定健康審査後の事業説明において被保険者の皆様に御理解をいただいているところでございます。

さらに、今後は特定健診審査後に実施いたします特定健康指導において、生活習慣の改善へきめ細かな支援を行うことにより、総医療費の抑制につながっていくものと考えております。

以上です。

議長（水町 茂） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 税務課長。不納欠損についてどのような方針で臨まれたのか、またその成果はということでの御質問ですけれども、税の滞納につきましては、一般納税者に不公平感を抱かせる原因となります。納税意欲を損なわせることにつながりますので、厳しい対応をとということで、そういう方針のもとに取り組みをいたしました。

しかし、滞納処分等の厳しい対応することによりまして、納税者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき等は、納税相談で分割をしたり、また執行停止をかけ、話し合いを続けさせてもらい、3年を超えてそれでも支払いが難しい場合は不納欠損という形で処理をさせていただきました。

なお、不納欠損ですけれども、滞納額を減らすということになりますので、収納率を上昇させるということにはなりません。

それから、滞納整理システムについて、今の段階での成果ということですが、滞納整理システムにつきましては、町税に対する御質問の際にもお答えいたしましたけれども、滞納整理事務が省力化し、滞納者の見直し、点検が十分に行えるようになり、事務処理が大変スムーズになりました。現年分、滞納分あわせた収納率は18年度に比べまして1.25%上がっており、システム導入が大きく貢献しているものというふうに考えております。

以上です。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。県外者も多くということと、ちょっと答弁していただければかなと思いましたが、コンビニでの支払いです。これについては、まだちょっと時間があんまり経過してないのもあるんですが、どのような成果が上がってきているの

か、具体的には利用者の声なんかも、今まで銀行で引き落とし、口座引き落としだったのが、ただ単にコンビニでの支払いになったのか、それとも監査委員の意見書にもありましたように、県外者が多いということで、その県外者の方がコンビニでの支払いについては利用が多いのかというところは、まだまだひょっとしたら結論が出ていない、調査も十分ではないかもしれませんが、そのところがどのような調査がなされてきたのか、これからのやっぱりコンビニ収納をずっと推進していくためにも、県外者が多いということであれば、なおさらこれをどう推進していくのか、そして担当者が県外に行かなくても、それで十分収納率向上に上がっているのかということもちょっとお伺いしたいと思います。

それから、やっぱり不納欠損については、落としていかないと、収納率がやはり上がっていかないとこの部分も確かにありますけれども、やはり税の不公平感というのは、やはり皆さんの中に支払わなければ3年後には不納欠損となっていく、そういうふうなひょっとしたら思いが出てきたりすれば、支払わなくてもいいんじゃないかということも、病気をされていない方は特に入院費とか使われてない方、病院に行かれてない方については、ひょっとしたらそういう考えが芽生えてくるかもしれないというのも私すごく気になっているところなんです。

だから、やはり医療費というのが、先ほども言いましたように、やはり互助的な意味合いを持ってんだということをお互いに助け合っていくんだということのやっぱり周知徹底というのを、ある程度図っていかないと、協力をしていただけないんじゃないかなというふうに思うんです。そのところをどういうふうに啓発活動に力を入れてこられたのかということもお伺いしたいと思います。

あとは委員会で聞きます。

議長（水町 茂） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 税務課長。コンビニ収納の関係ですけれども、今年度からなんですけれども、コンビニ収納が本格的に稼働いたしまして、今現在9月4日現在で申し上げますと、総件数が7,622件、金額にして8,637万3,000円の納税をいただいております。

で、県外者に対して非常に便宜をとる御意見なんですけど、まさにそのとおりでありまして、国保につきましては、そんなに県外者は正直申し上げて少ないんです。で、一番利用していただいているのは、やはり固定資産税と軽自動車、この関係が県外者が多いもんですから、この方たちが重点になるんですけど、国保につきましてもやはり県外に転出されてる方につきましては、コンビニ収納、24時間、それから、土日営業しているということで、非常に便利だということで利用をいただいております。で、納税者の便宜は非常に図られたなというふうには考えているところです。

それから、啓発活動といいますか、3年たったら不納欠損でというお話がありましたけれども、まず私ども税務課の対応といたしましては、まず未納が発生をいたしましたら、納税相談をさせていただきます。その段階でいろいろ先ほどから申し上げますように分

割をさしていただいたり、また話し合いを継続さしていただいたりしておりますけれども、それはやはり相談の中で、お互いに納得した中での話し合いのときには、そういう手続をとらしていただきますけれども、例えば対応に応じないとか、明らかに払える能力があるなというような場合には、もうこれは差し押さえという形で対応をさしていただいておりますので、3年たったら不納欠損になるんだということのような状況というのは、本当によほどの状況のときということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。下水道の処理費用などを考え合わせますと、今後の下水道施設整備に関しての再考が期待されているのではないかなと思うんですが、費用対効果の点での議論はどのようにこの1年間、平成19年度なされて、その成果が上がってきているのかお伺いしたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。費用対効果につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 環境整備課長。19年度で、この決算の中で再評価業務の委託も行っております。その中では、結論申し上げますと下水道事業の費用効果はあるというようなことになっておりますが、細かいことにつきましては、今度再評価の委員会が設置されますので、そちらの方で検討していくと。したがって、町の財政状況とは別な次元の話になりますが、そこもあわせて今後どうするかというようなことを検討していくことになると思っております。

以上です。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。介護保険制度については、利用者から介護度が低ければ利用できる金額が少なく不満が募ります。介護予防に関してもっと柔軟な対応がなされないのかとの御指摘があります。介護保険法が改正され、利用者にとってこの1年間どのような変化が出ているのかお伺いします。

介護度が上がれば、施設での利用が可能になりますが、施設運営者から見れば、介護度が高くなればなるほど経営的な面での保証となるため、どうしても介護度を上げているのではないのかとの懸念が生まれてきます。家庭での介護を容易にしていくためには、どうしても介護者の立場を考えた利用方法を考える必要があると考えるが、どのようにその問題に対処してこられたのか、成果報告とあわせてお伺いします。

都会では、ヘルパーなどの資格を持つ介護者が、給与が安いなどの問題で職員の確保が難しいと聞いております。高鍋町の施設では、そのような問題は発生していないのか、調査はなされてきたのか、調査をされていないとしたらその理由は何なのか、調査をされているのなら、その問題点をどう把握し、改善を求めてこられたのか、利用者の立場を考え、どうされてきたのか報告をしていただきたいと思っております。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。まず、1点目の介護保険法改正によって、利用者にどのような変化が出てきているのかというお尋ねでございますけれども、平成18年度の制度改正に伴いまして、サービス利用者の中の一部、これは旧制度の中の要介護度1の方でございますが、この方が新制度では要介護1と要支援2に分かれておりますが、その関係で一部サービス業が減少した方々がおられることは認識をいたしております。

しかしながら、一方では地域包括支援センターを設置いたしまして、サービスを利用とされる方々の窓口が一本化されたこと、特に介護者の方々にサービスを早目に提供できるということで、要介護状態の重度化防止にも一役買っているのではないかというふうに今考えております。

それから、次の施設を利用すると介護度が高くなることへの懸念があるということですが、施設におきましては、利用者への処遇について大変現在厳しく指導を行うようになってまいりました。苦情解決委員会の設置が義務づけられておりますし、第三者の評価も積極的に受けるよう指導もなされております。議員が懸念されるような、人間の尊厳を無視したようなことがあってはならないということで、そのようなことがあれば監督権限を持つ県と連携しながら適切に対応していきたいというふうに思っております。

次に、在宅介護の問題でございますけれども、24時間、365日介護のために家を離れられないなど、介護される方の苦労は大変なものだというふうに思っております。町といたしましては、各種介護保険サービスを有効に活用していただくために、現在各事業所のケアマネジャーで構成します運営会議を開催しておりますが、年度当初は町の主催で、

その後は地域包括支援センターが2カ月に1度実施をし、介護の問題等実践的な研修も行っているところであります。

その際、その場を利用しながら、適切な介護のあり方について指導をしてみたいというふうに思っております。

それから、次の施設の介護職員の処遇等について調査をしているのかということのお尋ねでございますが、給与等につきましては、その施設の経営上の問題にもかかわることですので、調査はいたしておりません。

以上でございます。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。進捗状況はどうなっているのか、努力した成果は得られてきているのかお伺いします。

議長（水町 茂） 都市建設課長。

都市建設課長（間 省二君） 都市建設課長。清算金の進捗状況でございますが、平成19年度末におきまして収納率が97.9%になっております。

督促状とか、法的措置によりまして、成果は十分に得られていると判断します。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。給水人口、大口給水量などが減少傾向に転じているようです。このことに対する調査を行われてこられたのでしょうか。

また、利用者についての啓発活動を行われてきたのでしょうか。行われてきたのなら、その成果を報告していただきたいと思います。

昨年も申し上げましたけれども、水道料金の引き上げが示唆されるような監査委員の意見書がありますが、このことについて私は反論があります。水道料金の引き上げは、すぐに家計への直撃となります。職員の苦労は限界となっているのでしょうか、その問題についての答弁を求めたいと思います。

監査委員の意見書にある団体設置、これは第4次行政改革大綱の中でも答弁をいただきましたが、検討されているのかお伺いしたいと思います。

水道事業について、日本の商社が発展途上国への水道事業参入していることが報道されていきました。安全な水を、確かに配水することが水道事業の大きな課題だと考えますが、

どのような方針で頑張ってきたのかお伺いをしたいと思います。また、その成果はどのような形であらわれているのかお伺いします。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。お答えします。

まず、水道料金の引き上げについてであります。水道料金につきましては、今後上水施設等の耐震化に伴う更新が必要となりますので、長期計画を作成し、その中で検討してまいりたいと考えております。

次に、団体設置等についてでございますが、現在検討は行っておりません。

また、水道事業は、清浄にして豊富丁寧な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に行っております。

成果等につきましては、第3次拡張事業により安定的な水の確保及び水質的には安全性の確保が図られたものと考えております。

その他の質問につきましては、事務的なことありますので、担当課長より説明をいたさせます。

議長（水町 茂） 水道課長。

水道課長（芥田 秀則君） 水道課長。給水人口、大口給水量の調査についてでございますが、給水人口の調査につきましては、これからの1つの要因でもあります南九州大学でございますが、同大学へ伺い、聞き取り調査を行っております。

また、大口給水先の調査につきましては、最大の大口先であります宝酒造へも調査等を実施しております。

給水料の減少につきましては、大口給水先だけでなく一般家庭でも節水機器等の普及により減少傾向にあるものと思われまます。

次に、利用に関する啓発活動についてでございますが、利用に対する啓発活動は実施しておりません。ただ、水道課独自のパンフレット、これは安心安全な水、水質関係に伴うものでございますけども、これを作成しまして、各家庭へ配付を行った状況でございます。

以上です。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 「的」が加わることによる利便性は何なのでしょう。

議長（水町 茂） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 総務課長。今回の高鍋町の公益法人等への職員の派遣に関する条例については、町の条例上は字句の訂正ということで、利便性というか変更はございません。

ただ、この法律、上位法の法律の背景には、最近民間の非営利団体等が法人格等を取得する場合に、かなり厳しい制限等がありました。で、その取得するには特別法が民法34条の公益法人という制度がございましたが、この法律が20年の12月1日をもって改正されるということで、民間の非営利団体が法人資格を取得するのに、国全体で見ればとりやすい方法ができたことが1つの背景ということになっております。

以上です。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 済みません。暴力団員の不正入居に関してということで説明がりましたが、どこをもって暴力団員の構成員とするのかどうかという判断基準というのは、どのように持っていらっしゃるのでしょうか。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 財政課長。法律に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございますけれども、いわゆる暴力団対策法です、暴対法の中で定めてある団体について適用するというところでございます。（発言する者あり）これはなかなか指定暴力団についての判断については、警察署の方と協定書を結んで、今作業中ですので、その警察署の方に照会いたしまして判断していただくということになるかと思えます。

以上です。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 昨今暴力団員の生活保護の不正受給の問題とか、いろんな問題が取りざたされていて、暴対法の中でもかなりどの人を暴力団員と、構成員として見きわめていくのかと、非常になかなか難しいということをマスコミ関係なんかでも聞くんです。私もそのように思うんです。例えば、構成員に関しても、これは構成員に関しては、警察の方に義務届けがあるのかどうか、私は知りませんが、そういったことが警察の方から情報も開示をしていただけるのかどうかということも含めて、例えば入居申し込みが

あった時点で、すべての人を対象にして向こうに、警察の方に照会をするのかということなんかがちょっと気になるところなんです、やはり決めつけてはなかなかいけない部分があると思うんです。

だから、構成員を例えばやめられた方とか、いろんな方もいらっしゃると思うんです。そういう人たちとお話をするときには、かなり慎重にしていかないと、後々また難しい問題が出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺の判断を、ちょっと一歩間違ったらというところが、私は危ういところを持っているんじゃないかなという気がするんです。だから、どこまで判断できるのかというのが非常に気になる場所なんです。

だから、あっても、ただ条例がある、暴対法にしても法律があるというだけのことになるのかもしれないという懸念はすごく抱いている部分があるんですが、ある程度私たちがそういう状態を把握しておかないと、例えばもし同じ公営住宅に、万が一そういうことを知らないで、入られた方がおられた場合、やっぱり地域に与える影響というのは、非常に大変なものがあるんじゃないかなというふうに考えるんです。

だから、例えば生活保護の不正受給に関して、私たち一般民はなかなか暴力団員の構成員というのは見抜けないし、わからないし、そしてまたそれが公営住宅に入居されるとしても、それが外部に、個々自体はある程度把握していても、例えば構成員を外れてれば入居を許可せざるを得ないというような状況になったりした場合に、やっぱりそういう方々にとっては、やっぱり住みやすいところなのかどうかは私もわかりませんが、結構後でトラブルが起きたりとか、いろんなことが出てきたときに、恐喝みたいな部分が出てきたりとか、やっぱり激しい言葉とか、そういうものに威嚇されてしまったりして、ものが言えなくなったりとかいうことで、住みにくい公営住宅になってしまうんじゃないかなというふうに、大変懸念する部分があるんですが、そのことについて、やはり警察との協力関係を十分持っていただくということをお伺いしましたけれども、どこまで情報を開示していただけるのかというのはわかりませんが、ここは十分に慎重に対応していただくようお願いをしたいと思います。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。西都市医師会病への負担金が提案されておりますが、これは今までの赤字の負担金か、それとも内科医師を確保したための負担金か、説明を求めたいと思います。

その方針もあわせて答弁をいただきたいと思います。

農業部門で省エネ対策とありますが、燃油高騰に関する助成について、高鍋町でも立ち上げていただいたのかどうか、また自然循環型とありますが、具体的な実施方針などにつ

いて述べていただきたいと思います。

村づくり交付金事業が減額になっておりますが、計画進捗がうまくいってないのか、それとも当初の計画見積もりが多かったのか、答弁を求めたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。お答えします。まず、西都医師会病院の負担金についてありますが、この負担金はこれまでの赤字の負担金や内科医を確保したための負担金ではなくて、平成19年度の一次救急医療損失にかかる負担金であります。

今後の方針であります。西都医師会病院は、当町の住民が救急時に利用している病院であり、救急医療体制の必要性から考えますと、利用者数に応じた負担をせざるを得ないと考えております。

次に、高鍋町施設園芸省エネ対策緊急支援事業補助金についてであります。昨今の重油、肥料などの生産資材の高騰により、経営を圧迫されている農業者に対し支援するもので、将来にわたりエネルギー経費等の低減を目指す、可能性のある事業に対し補助するものであります。

また、畜産業費にある耕畜連携による資源循環型農業確立事業につきましては、県の補助事業で、繁殖牛生産農家3戸による牛の尿を農地還元するためのバキュームカー導入事業であります。

その他の質問につきましては、事務的なことありますので、担当課長より説明をいたさせます。

議長（水町 茂） 農業振興課長。

農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。村づくり交付金事業につきましては、本年度予定しておりました集落農道整備工事が、境界の確定が困難であったがために、次年度に繰り延べをし、来年度に予定していた農道の測量設計等に組み替えを行うものでございます。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。町長の答弁で、これは今までの赤字の負担金かと言ったところで、どちらも違うということでしたが、答弁を見たら、一次救急医療の負担金で、ずっと赤字になって積み残していた部分があったんですね、これだれが負担していくのかということでお話し合いをずっと継続してこられた部分じゃないかなと思って聞いたわけなんです。答弁と私と質疑との違いがありましたけれども、やはり西都市医師会病院をやっぱり救急病院指定という形になるには、やっぱり医師がいないということが上げられると思うんです。今救急医療で、かなりやっぱり厳しい状態というのが、医師の確保が難しいという問題が続いておりますが、西都市医師会病院との連携です、救急ではなくても、連携を今までずっと続けていかれるのかどうか、この負担金をどうされていくのか、やっぱりその辺のところを、例えば高鍋町はお医者さんが十分いらっしゃるということで、どこどう関わり合いを持っていくのかということが非常に気になる場所なんです。

病院の救急体制について、どう今から展開していこうと考えておられるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

先ほどの燃油高騰に関する答弁の中で、これは一体幾つの事業者について、幾つかの農業者について助成をしたいと考えておられるのかということがちょっと気になりますので、件数を答弁していただきたいと思います。

また、自然循環型の中で、バキュームカーを繁殖牛の方に対して購入する予定なんだということなんですが、この繁殖牛の方ならず、畜産農家は、やはり自分で屋根のある堆肥小屋をしっかりと準備していかなければならないということが決まっております、ここで堆肥をどうされていくのか、このバキュームカーを購入したら、具体的にどのような形で汚水処理を、自然循環型というふうにサイクルを持ってやっていきたいと考えていらっしゃるのか。

また、その自然循環型になるようなところが、県内でできてるから、そこにバキュームカーで運んでいくのかとか、いろいろちょっと考えられるんですが、どの辺までこの助成をする段階での書類での受付段階で、どの辺のところまでお伺いになっていらっしゃるのか、そこを聞きたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。平成20年9月1日付で西都医師会病院に改称しましたが、この理由は、医師不足で後任を探している中で、救急病院という名称を前面に出すと募集の妨げになるということ聞いております。名称は変更になりましたが、西都児湯医療圏における中核病院でありますので、今後についても応分の負担をせざるを得ないとは考えております。

一次救急医療にかかる市町村の責務については、国の指針及び宮崎県保険医療計画において示されておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

議長（水町 茂） 農業振興課長。

農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。施設園芸の対策の部分についてですが、対象農家数79名、面積として21ヘクタール程度を考えております。

それから、畜産の資源循環型農業確立事業についてでございますが、このバキュームカーの導入については、固形物と水分を分離する。固形物については、従来同様の堆肥舎の中で熟成をさして、農地で使うと。それから、水分についても、他に放流したりすることのないよう、このバキュームカーで吸い上げをして、そして畑地還元をすると、そういうことによって、肥料の使用料の低減化を図るといようなことを考えているものでございます。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。私も余り詳しくないものだから、突っ込んでの質疑というのがちょっとできないかもしれませんが、バキュームカーで処理したものを、直生で水田とか、畑地とか、そういうところに投げ込んでいくというのは、私非常にやっぱり

農業者からいわせればちょっと違うかなという感じがするんです。

これでやはり一次発酵なり、何なり、発酵というか、ある程度処理していかないと、昔から直接はやっぱり流したらいけないというふうに農業者に聞いておりますので、その辺の私処理するところがあるのかということを知りたいわけですが。

だから、処理するところ、例えば処理できるような、そういうものを循環型に変えていけるような、発酵させるような施設とか、何か肥料になるようなところに生産できるようなそういう施設があって、バキュームカーを購入するのか、それともバキュームカーを購入したら直接流すんじゃないかと、私はすごく不安があるんです。

だから、それをどのように循環型で、循環型というのは、きれいに回るといのが循環です。だから生し尿をそのまま流してしまったんでは、それは循環型とは私はちょっと正直な話言えないと思うんです。ある程度やっぱりそれを発酵させていく、それを分類していくとかという、そういう部分があるのかな、それは具体的にある程度の経験ではなくて、例えば生し尿がもし有効であるという有効な肥料であるとかということがわかっていれば、それをできれば教えていただきたいなと思うんです。

その辺のところはなかなかわからないと、バキュームカーを購入した方がいいが、何かどっか知らんところ山の中に行くと、何か流しているらしいよとか、そういうふうになってしまうと、非常に問題が出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところのサイクルの仕方というのを、どのような計画図が、フロー図が出てくるのかなというのを知りたいんです。ただそれだけです。

議長（水町 茂） 農業振興課長。

農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。念のために申し上げておきますが、バキュームカーで山に捨てるために導入するものではございません。

まずは、従来でしたら繁殖牛の場合は、堆肥の中に尿成分もあわせて入れ込みまして、それを完熟堆肥なり、何なりして農地還元をするということでございますが、この場合については、牛の使用頭数が40頭前後の繁殖牛農家3戸でございますので、その水分の量も結構出てくるということで、肥料として畑地に還元すると、飼料用のソルゴウだとか、そういうイタリアンだとかを作付けする前に、その尿を使うということでございます。

ですから、大量に出てくるというものでもありません。ですから、3戸で共同利用できるというようなことでございます。3戸で1台でございます。

議長（水町 茂） 6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 6番。13番議員からの救急医療費の負担金、西都医師会病院助成の負担金について質問がございましたけれども、重複する部分があるかと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

今回の補正の中で723万7,000円というものが計上されておるわけなんですけれども、さっき町長が答弁の中で名称は変わったけれども、やっぱり利用者に対して負担をしなくちゃならないというような答弁があったかと思うんですけれども、19年度の情勢

を見ると、西都児湯医師会立西都救急病院助成負担金ということで817万3,000円が負担金として助成されておるわけなんですけれども、確かに名称が変わったわけなんです。今後西都医師会病院ということになったわけなんですけれども、そういった医師会病院に負担をしなくちゃならないかという疑問を持っております。

そこで、実は、先だってそういった赤字補てんのための助成をしてほしいというような要望書が出ておると思うんですけれども、その内容についてどういうふうに協議されてきたのか、恐らく負担金を支払うということになれば、そういった関係市町村での、やはり審議会等で十分検討されてきたものというふうに理解をしておるわけなんですけれども、その中でいろんな意見があったのではないかというようなものを感じております。そういった内容等について、御説明を願いたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、西都医師会病院の負担金にかかる児湯郡町村長会への要望についてであります。この件につきましては、7月23日に開催されました児湯郡町村長会において、利用者数によって応分の負担をすることに合意をしたところであります。

次に、他の病院の医療損失が生じた場合の支援についてであります。現在西都医師会病院以外に どうも失礼しました。済みません、今、他の病院と申しましたが、そこをちょっと削除していただきたいと思っております。

議長（水町 茂） 6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 6番。723万7,000円の算定基礎と申しますか、応分ということで、今答弁がございましたけれども、利用者の割合なんですよ。昨年度は救急医療に対する、そういった応分の負担をしておるわけなんですけれども、そうした負担割合が、今回は100%というようなのに聞いておるわけなんですけれども、19年度においては70%の負担をしておったというようなことでございますけれども、そういった、なぜそういうふうに増加されたのか、その辺の話し合いと申しますか、応分の負担をするというふうに決まったということで、やはり修まるものじゃないと私は思うんですけれども、やはりそれなりの理由があって、負担をするということでない、財政が厳しい中で、700数万というような負担をするということは、趣旨からいってもちょっと応分の負担と言われますけれども、総体で私が聞いておる範囲では9,000万円から1億円の赤字が出たというふうに聞いております。

そういった赤字の損失を補てんするための負担であると思っておりますけれども、先ほど町長の答弁では、そういった補てんではないと、赤字補てんではないというような答弁をされたように聞いたわけなんですけれども、もう一度その辺を明確に答弁をしていただきたいと思っております。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。今議員が申されましたことでございますが、前は損失の

7割を負担しておりました。しかし、今度は10割になりました。

というのが、やはりうちの町民がかかったということで、やはり損失分を、医療損失分をやはり10割負担しないと病院も立っていかないということで、そういうことをいろいろ御説明を受けまして、町村会の中で、それでもやらなきゃしょうがないということで、しょうがないじゃなくて、するのが妥当ということで、負担をするようになりました。あくまでも一次救急の医療負担ということでございます。医療損失ということでございますので。

議長（水町 茂） 6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 6番。最初申し上げましたように、算定の基礎といたしますか、その答弁がないわけでなんですけれども、やはり利用者が、さっき申し上げましたように1億円近い損失は出しておるわけですね、これを関係市町村で割り振りちよるわけでしょ、高鍋町は723万7,000円を負担するわけです。そうしたことで、どれだけの利用者がおられて、どういうふうに割り振りされたのか。

それと関係市町村で、妥当というような、今回答をされたわけなんですけれども、医師会病院と救急医療病院とは全く違うと思うんです、考え方が。だから、その辺のやはり今までずっと、以前18年度も出ておりますけれども、ずっと前から負担金が出ておるわけなんですけれども、今までは救急病院ということで、負担をされてきたと思うんです。

そういった、いわゆる約束ごとといたしますか、そういうものがあったのかどうか、ただ要求があったから、そうした郡内の関係市町村で話し合っ、そして妥当として決めてこられたということであるのか、その辺が私はなかなか納得がいけないんですけれども、やはり名称が変わったからということで、負担する義務的なものがあるのかどうか、ちょっと不審に思うわけなんです。

確かに高鍋町民もそういった救急医療で御世話になっておると思うんですけれども、いろんなそういう機関の病院は宮崎にもあるし、どこでもあります救急病院は、やはり西都病院だけに搬送されるものじゃないと思うんです。消防署等に聞いてみますと、空いておる病院に搬送されるわけなんです。どこでも受け入れるわけなんですけれども、そういった状況の中で、町長がさっきちょっと言われかけたんですけども、そういった他の病院の救急的な病院です、そこ辺にも高鍋町民の多くの方がいっておられると思うんですけれども、そういうところから赤字が出た場合に、高鍋町に要求があったときに、支払うようなことになるのかどうか、その辺もあわせて考え方をお伺いしておきたいと思うんです。

それと、私が申し上げるのは、名称が変わって、内容が変わってないとか、医師の確保の問題とか言われますけれども、病院というものはどこの住民がきても受け入れを拒否することはできないと思うんです。そういった中で、普通の医師会病院なんですこれは、医師会病院という名称を掲げておる病院が、関係市町村に負担をしてくださいと、赤字全額。そういうことがあっていいのかどうか、その辺の少し内容を明細に説明していただかない

と、私は医師会病院に、西都の医師会病院に負担するあれはないというふうに思っております。どこの病院でも、そういった病院ありますので、そこ辺をやっぱり、何ちゅういいですか、応分の負担をするということになると、大変なことになると思うんです。

だから、病院が100%、赤字が出たから100%負担しますよということじゃなくて、そこ辺は十分検討していただいて、市町村で審議会があると思うんですけども、その辺の意見は主張していただいて、病院側もそれ相当の負担をしていただいて、その中で行政が負担をするということであれば、我々も理解するわけなんですけれども、そういったものが100%損失を負担するということは、私はなかなか理解できないというふうに思っておりますので、市町村が応分の負担ということになれば、これが100%ということですので、総体がどれだけ、高鍋町民がどれだけで、御世話になっておったかということを示していただかないと、なかなか理解できないと思います。その辺を詳細に説明していただきたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。失礼しました。名称が変わってと申されますけど、西都医師会は先ほど申し上げましたように、お医者さんを雇うのに大変難しいということで、救急という名前を抜いただけで、救急指定は変わっておりません。

あとの算定基礎につきましては、人数とか、そういうことにつきましては、担当課長に答弁いたさせますが、ほかの病院の医療損失が生じた場合、支援するのかということですが、救急医療にかかる医療の損失分を利用率に応じて負担しております。他の病院で、同様な状況があり、負担を求められた場合には、検討してまいる考えであります。

以上でございます。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。西都救急病院、医師会病院に負担をする算定基礎についてのお尋ねでございますので申し上げたいと思いますが、平成19年度の利用者総数、これは1市5町1村に加えて、宮崎市と国富町が入っておりますけれども、7,878名でございます。これを高鍋町が597人が利用をいたしてありまして、パーセンテージで申し上げますと7.58%になってございます。

この利用者総数と高鍋町の利用者数から割り出しまして、一次救急医療分の医療損益金が9,549万6,000円でございます。先ほどのパーセンテージをかけて、723万7,000円という負担金額が算出をされております。

議長（水町 茂） 8番、矢野友子議員。

8番（矢野 友子君） 8番。教育費の中に高鍋町育英会の出資金100万円が、このほど計上されておりますが、これは育英会の寄附金があったということで理解してよろしいんでしょうか。

で、育英会の出資金というのは、寄附金があった時点で、補正なりに、その都度計上されるものかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（水町 茂） 教育総務課長。

教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。お尋ねのとおり寄附金がございました。で、教育的寄附金でございまして、寄附者の御意志で育英会にぜひ出資をしていただきたいというふうに、強い意志でいただきましたので、町長の方とも協議をいたしまして、こちらの方に出資をしていただくということで決めさせていただきました。

そのときの事情で変わってくると思います。

議長（水町 茂） 8番、矢野友子議員。

8番（矢野 友子君） 8番。昨年度は計上がなかったように、出身金の増加というか、それがなかったように思うんですけども、その都度、何年間幾らの寄附金があったときに、その都度計上されるものかどうか、大口だからたまたま今度一括してこのように計上されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（水町 茂） 教育総務課長。

教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。大変失礼いたしました。特に大口でしたので、計上させていただきます。

議長（水町 茂） 8番、矢野友子議員。

8番（矢野 友子君） 8番。育英会のことでちょっとお尋ねしますが、育英会の現在の借り入れ希望者数です、これは増加しているのか減少しているのか、また今までの貸付者に対する返済状況はどういうものか、100万円の寄附があったということは大変ありがたいことだと思うんですけども、もし現在の育英会の現状が、希望者が多くても貸し出しがかなわないというようなことがあれば、もし毎日あれば、出資金を多くしていただくような、そういう何か手段とか、そういうものは係としてどのように考えていらっしゃるか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

議長（水町 茂） 教育総務課長。

教育総務課長（永友 吉人君） 細かい数字については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、状況等についてお話申し上げれば、十分現在の出資金で希望に添える状態になっております。

議長（水町 茂） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。提案理由の説明の中で、攪拌曝気の修繕とのお話があ

りましたけれども、耐用年数を含め、業者選定について町内業者が修復できるのかどうかお伺いをしたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。曝気の修繕につきまして、詳細について担当課長より答弁をいたさせます。

議長（水町 茂） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 環境整備課長。御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、浄化センターの運転に支障を来しております機器の修繕を計上いたしております。大きなものでは、今お話にありました攪拌曝気機器の曝気機の修繕から地下換気扇の修繕等、軽微なものを含めまして8件の修繕ということで計上いたしております。

攪拌曝気機の耐用年数でございますが、国の補助金等交付規則では、7年ということになっておりまして、既に期間は過ぎております。

また、攪拌曝気機の修繕と特殊な機械につきましては、製造メーカーでしか修繕ができないために、町内業者では困難ですけれども、今申し上げました地下換気扇の修繕等につきましては、町内業者において修繕が可能です。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。介護予防サービス事業について伸びが示されておりますが、これは包括支援センターとの関係なんでしょうか。内容的に、具体的に答弁を求めたいと思います。

基金へ積み立てが行われておりますが、その方針はどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

議長（水町 茂） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。まず、第1点目の介護予防サービス事業費の伸びについてのお尋ねでございますが、これは平成19年度に介護予防サービスをスタートいたしまして、介護度の中の要支援1、それから要支援2、いわゆる予防給付対象者ということになりますけれども、その方々に対する給付費について、前年度実績、いわゆる18年度実績をもとに推計をいたしました。予想を上回ったことによるものでござ

います。

主な要因でございますが、旧要介護1からの変更、それから、平成19年度に設置した包括支援センターの対象者把握業務の活動結果であろうというふうに思っております。

で、当初予算編成時、これは平成19年11月時点でございますけれども、このときに基礎とした数値は、要支援1が42名、2が39名ということで予算を編成をいたしました。が、平成20年7月、今年7月でございますが、このときには実績として要支援1の方が107名、2が104名ということで、2倍から3倍ほどの増加があつて、このような形になったということでございます。

それから、基金の積み立ての関係でございますけれども、これにつきましては、基金条例に基づいて、おおむね3カ月分の介護給付費の範囲内で基金積み立てを行っているということでございます。

議長（水町 茂） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号及び議案第40号から議案第44号まで、以上6件につきましては、お手元に配付しました議案審査付託表のとおりそれぞれの所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び議案第40号から議案第44号まで、以上6件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定しました。

お諮りします。議案第45号から議案第48号までの4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する

ことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第48号までの4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定しました。

議長（水町 茂） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会します。

このあと2時40分から特別委員会を開催いたします。

午後2時25分散会